

第5回 定例会

総務文教委員会 主な審査内容

●財産の取得について
高規格救急自動車
(車輛・救急用資機材)

Q 今回取得する新規車輛の装備において、既存車輛より性能が優れたものがあるか問う。

A 車輛には、傷病者への揺れを軽減させる防振架台を従前から装備している。近年ベース車輛の耐振動性能が向上していることから、前後加速度による揺れの吸収に優れた仕様に改め、傷病者の負担を軽減する。また、全周囲モニター及び先進安全機能を新たに備え、運転する隊員の負担を軽減することで、救急活動時における安全性能を強化した。



救急車内部

●職員の特殊勤務手当に関する
条例の一部改正について

Q 新型コロナウイルス感染の疑いがある時点で、対処のための作業に従事した場合、特殊勤務手当が適用されるのか。また、再任用職員や会計年度任用職員でも対象となるのか問う。

A 緊急搬送の時点で感染しているかは不明だが、搬送先の医療機関において、PCRなどの検査が必要であると判断された場合は、特殊勤務手当の対象となる。また、大竹市の職員であればいずれも対象となる。

●大竹会館条例の
一部改正について

Q 大竹会館の改築後、すぐに指定管理に移行するのか。また、支所業務も一部は指定管理に移行するのか問う。

A 大竹会館は、民間のノウハウを発揮できる施設であるため、将来的には、指定管理者に管理運営を委ねたいが、改築後すぐの移行は考えていない。

当面はこれまでどおり運営していく方針である。しかし、支所業務については、民間に包括委託できる可

能性を模索したが、現在支所で行っている業務と比べ、大幅な市民サービスとの低下となるため、民間委託はしない予定である。

●令和2年度大竹市一般会計
補正予算(第8号)

Q 障害者等自立支援給付事業の内容と、対象事業所がいくつあるのか問う。

A この事業は、市内に障害者福祉サービス事業所をおく法人が、職員や利用者の新型コロナウイルス感染症予防対策に要したマスクや消毒薬の購入などの経費の一部を助成する。一法人につき、10万円を上限とし、地方創生臨時交付金を活用した本市の独自事業であり、対象事業所は9つである。

Q 放課後児童クラブ管理システム導入委託料の内容について問う。

A この管理システムは、放課後児童台帳を電子化し、管理することを目的としている。保護者が納める負担金は納付書により、金融機関窓口で納付されていたが、これを導入することで、口座振替が可能となる。

●その他の議案 1件

採決の結果、すべての議案が
原案のとおり可決



【反対討論】

○「放課後児童育成事業について、支援員の数を増やすことができる改正であるが、現行の体制より後退の恐れがある。」

【賛成討論】

○「放課後児童クラブの1教室15名程度を目安とし、教室を1つ増やしたい事由による条例改正である。保護者も安心して仕事ができる環境になると思われる。」

本会議での採決の結果

原案のとおり可決

第5回定例会は、令和2年9月9日～9月23日の16日間行われました。
 詳細については、令和2年12月ごろに本会議録が製本されますので、市ホームページ、
 市情報公開コーナー、図書館等でご覧ください。市ホームページから録画中継もご覧いただけます。

生活環境委員会 主な審査内容

●大竹市印鑑条例の 一部改正について

Q 今回の条例改正により、代理人
 が印鑑登録証明書の交付を申請する
 際に申請書への押印が不要になると
 のことだが、その他のすべての証明
 書の申請においても、代理人の押印
 は不要なのか問う。

A 他の証明書の申請でも、代理人
 の押印が必要になるものは、規定上
 ない。本人確認を徹底しており、確
 認ができた場合は、押印は求めてい
 ない。申請者が本人確認書類を所持
 していない場合は、複数の質問をす
 ることにより本人確認をし、そのつ
 えで押印をもらう場合はある
 が、原則として押印は必要ない。

●大竹市国民健康保険条例の 一部改正について

Q 新型コロナウイルス感染症の影
 響等により、医療機関を受診する人
 が減っているというのを聞く。こ
 うした状況が、国民健康保険の医療

費等の数値において、実際に影響が
 出ているか問う。

A 国民健康保険の医療費の総額
 は、被保険者数の減少の影響も受け
 ている。一人あたりの医療費につい
 て、前年の同月と比較した結果、3
 月診療分は増加したが、緊急事態宣
 言が出された4月診療分は9%程
 度減少し、5月診療分は2%程度
 減少した。

緊急事態宣言解除後の6月診療分
 は2%程度増加したが、新型コロナ
 ナウイルスの感染者が再び増加した
 7月診療分は9%程度減少、とい
 う状況である。

●令和元年度大竹市公共下水道 事業会計剰余金の処分及び 決算の認定について

Q 新町雨水排水ポンプ場に係る、
 小瀬川左岸への放流管占用協議に関
 する調査検討業務委託について、業
 務の内容と発注の予定を問う。

A 新町雨水排水ポンプ場について
 は、排水路の整備や、管路の敷設、
 用地買収など、事業を進めるために
 様々な課題があるなか、当面は、新
 町雨水排水ポンプ場から小瀬川への
 排水方法について整理をしていく必
 要があると考えている。小瀬川の左
 岸に遊歩道が整備されたことなど、

現地の状況が変わったということも
 ある。

調査検討業務委託では、現在示し
 ているルート以外に、既設の市道内
 に排水管を敷設することが可能であ
 るか、また、現在示しているルート
 の先が遊歩道の降り口で支障になっ
 ているため、太田川河川事務所とも
 協議のうえ、別ルートについても
 概略を検討したいと考えている。現
 在は、発注に向け、準備しており、
 10月ごろの入札予定を考えている。



小瀬川左岸遊歩道

●工事請負契約の締結について (仮称) おがたこども園 建設工事(建築主体工事)

Q 現在、本庁舎耐震改修工事が施
 工されており、工期は今年11月26日
 までとなっている。議案の(仮称)
 おがたこども園建設工事の工期は、
 議決の日の翌日からであり、工期が
 重なる部分があるが、影響なく調整
 できるのか問う。

A 本庁舎耐震改修工事の現場作業
 は10月23日頃に完了の予定であり、
 現場事務所は、10月末に撤去の予定
 である。

また、本議案の工事は、発注にあ
 たり工程表を作成しており、契約締
 結後、建築主体の工事に入るのは、
 来年1月からの予定であるため、工
 期が重なることによる影響はない。

●その他の議案 8件

採決の結果、すべての議案が
 原案のとおり可決



本会議での採決の結果
 原案のとおり可決